

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社 岩手銀行		コード	8345
提出日	2020/5/26	異動(予定)日	2020/6/23	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)											異動内容	本人の 同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			l	該当 なし	
1	高橋 温	社外取締役	○													△	訂正・変更	有	
2	宇部 文雄	社外取締役	○													△		有	
3	宮野谷 篤	社外取締役	○													○	新任	有	
4	小原 忍	社外取締役	○												○	○		有	
5	菅原 悦子	社外取締役	○													△	△	訂正・変更	有
6	渡辺 正和	社外取締役	○													○	新任	有	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	社外取締役高橋温氏は、過去(2011年3月まで)に当行の取引先である三井住友信託銀行株式会社の取締役会長を務め、現在は同社の名誉顧問であります。当行と三井住友信託銀行株式会社の取引については、その規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	高橋温氏につきましては、銀行経営者としての豊富な金融実務経験や幅広い専門的な識見により経営の意思決定機能および監督機能を強化するため、社外取締役に選任しております。当該役員は、役員の属性a~iのいずれにも該当せず、経営からの独立性が高く、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
2	社外取締役宇部文雄氏は、過去(2012年6月まで)に当行の取引先である東北電力株式会社の取締役副社長を務めておりました。当行と東北電力株式会社の取引については、その規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	宇部文雄氏につきましては、企業経営者としての豊富な実務経験や幅広い専門的な識見により経営の意思決定機能および監督機能を強化するため、社外取締役に選任しております。当該役員は、役員の属性a~iのいずれにも該当せず、経営からの独立性が高く、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
3	社外取締役宮野谷篤氏は、過去(2018年5月まで)に日本銀行の理事を務め、現在は株式会社NTTデータ経営研究所の取締役会長を務めております。当行と株式会社NTTデータ経営研究所の間には取引関係はありません。	宮野谷篤氏につきましては、金融政策に関する豊富な経験や幅広い専門的な識見により経営の意思決定機能および監督機能を強化するため、社外取締役に選任しております。当該役員は、役員の属性a~iのいずれにも該当せず、経営からの独立性が高く、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
4	社外取締役小原忍氏は、当行の取引先である株式会社岩手めんこいテレビの取締役副社長を務めております。当行と株式会社岩手めんこいテレビの取引については、その規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。また、株式会社岩手めんこいテレビでは、当行の役員が社外取締役を務めており、当行と同社は社外役員の相互就任の関係となりますが、相互就任によって小原忍氏の社外取締役としての独立性に影響を与えるものではありません。	小原忍氏につきましては、企業経営者としての豊富な実務経験や幅広い専門的な識見を当行の監査体制に活かして頂くため、社外取締役監査等委員に選任しております。当該役員は、役員の属性a~iのいずれにも該当せず、経営からの独立性が高く、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
5	社外取締役菅原悦子氏は、過去(2019年3月まで)に当行の取引先である国立大学法人岩手大学の理事副学長を務めておりました。当行と国立大学法人岩手大学の取引については、その規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。また、当行は2017年12月に同大学と共同で運営する「事業所内保育所」の新築工事に際し、その建築資金を供与とする200万円の寄付を行っておりますが、このほかに恒常的に寄付を行っている実績はございませんので、これによって菅原悦子氏の社外取締役としての独立性に影響を与えるものではありません。	菅原悦子氏につきましては、学識経験者としての専門知識や幅広い識見を当行の監査体制に活かして頂くため、社外取締役監査等委員に選任しております。当該役員は、役員の属性a~iのいずれにも該当せず、経営からの独立性が高く、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
6	社外取締役渡辺正和氏は、当行の取引先である渡辺正和法律事務所の代表を務めております。同氏は、当行の顧問弁護士として1人であり、その報酬額は過去3年平均で年間100万円未満であり、当行の定める社外役員の独立性判断基準における独立性を満たしております。尚、同氏が選任された場合には、顧問契約を解除する予定であります。また、当行と同氏の銀行取引については、その規模・性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	渡辺正和氏につきましては、弁護士としての法律知識や幅広い識見を当行の監査体制に活かして頂くため、社外取締役監査等委員に選任しております。当該役員は、役員の属性a~iのいずれにも該当せず、経営からの独立性が高く、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。